

平成30年度 第2回
東洋労働保険協会
セミナー

平成30年7月26日（木）
ちよだプラットフォームスクウェア4階
401会議室

千代田区神田錦町3-21

アクセス：東京メトロ東西線竹橋より徒歩4分



参加費
無料

「働き方改革関連法案」は、いよいよ今国会にて7月にも成立する見通しです。国会審議を経て、どのような法律となるのか？その確定内容をお伝えできる予定です。合わせて「同一労働同一賃金」に関する直近の最高裁判例も解説いたします。

※お申込が定員に達した場合は事前に締め切らせて頂く場合がございます。

「働き方改革関連法案」の詳細解説

～ 同一労働同一賃金、時間外労働の上限規制、勤務間インターバル等 ～

講師 増田 文香（特定社会保険労務士）

「働き方改革関連法案」が今国会で成立すれば、労働基準法・労働契約法・パート労働法など、多岐にわたり企業実務に影響を与えることになります。今回はその詳細事項を解説いたします。

また、6月には「同一労働同一賃金」に関する重要な最高裁判決が出ており、（長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件）、定年再雇用後の処遇や諸手当の考え方において留意すべき点が示されました。これについても解説いたします。

☆ 開場 9：15

☆ 講演時間 9：30～11：30（途中休憩あり）

申込書（03-3221-2448 までFAXにて送信願います）

貴社名

連絡先TEL

参加者氏名 / 役職 / Emailアドレス